運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症への対応について(警察庁ホームページ) (新型コロナウイルス関連)

- 警察庁から、新型コロナウイルス感染症の影響下における運転免許証の更新等に関する案内がありました。
- つきましては、以下の警察庁ホームページをご参照下さい。

https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html

1 免許証の有効期間が過ぎてしまいそうな方

- (1) 裏書延長措置の事前の申出について郵送による方法も認められていますが、一般的に、在留邦人が申請する場合には、免許証の住所地を管轄する都道府県警察の運転免許センター等に対し、申請書(都道府県警察のホームページからダウンロードしたもの)、免許証のコピー、切手を貼付した返信用封筒等を郵送し、都道府県警察が延長後の期日を指定したシール(免許証裏面に貼付するもの)を返送することとなります。
- (2) ただし、申出の方法については都道府県警察によって多少異なり得るため、在外からの申出の場合は、それぞれの都道府県警察にご相談下さい。
- (3) 裏書延長措置の対象者については、現在、免許証の有効期間の末日が令和3年6月30日までの方とされていますが、同日以降の方については、今後、警察庁ホームページに掲載される予定なので、適宜確認をお願いします。

2 免許証の更新期限が過ぎてしまった方

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により免許証を更新することができず、免許が失効してしまった方については、失効した日から3年以内かつ新型コロナウイルス感染症の影響により手続を行うことが困難であると判断される状況が止んだ日(帰国後の水際対策措置による待機期間の末日の翌日等)から1か月以内であれば、免許の再取得にあたり、学科試験及び技能試験が免除されます。
- (2) この点についても、リンク先のホームページに掲載されていますので、お手持ちの免許証の住所地を管轄するそれぞれの都道府県警察に相談して下さい。

〇在ウズベキスタン日本国大使館

住所: Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060,(夜間・休日用緊急携帯)+998-91-162-5009

ホームページ: https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

〇日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311,(内線)2902,2903